

令和6年第7回庄原市議会定例会

所管事務調査報告書

庄原市における公文書年表記について

令和6（2024）年12月20日

広島県庄原市議会

総務常任委員会

目 次

第1．はじめに	1
第2．公文書における元号・西暦を併記している自治体の調査	2
第3．条例立案の留意点の確認	2
第4．総務課ヒアリング	3
第5．調査結果と提言	4
第6．終わりに	4
○総務常任委員会の審議の経過	5

第 1. はじめに

庄原市議会総務常任委員会（以下「本委員会」という。）は、令和 6 年 3 月、公文書における年表記について、以下の理由から公文書における「元号・西暦併記」の条例化等を検討するため、「庄原市における公文書年表記について」を所管事務調査とした。

○元号・西暦併記が必要な理由

(1) 近年グローバル化の流れはより強くなり、日常的な年表記は西暦の方が多く感じられる。

(2) DX の取り組みは、民間企業をはじめ、国・地方公共団体でも積極的に進められており、国際的にも通用する西暦使用が望まれている。

(3) 元号表記だけでは、何年前か、あるいは何年後なのか解りにくさがある。

例) 平成 31 年は令和元年であるようにわかりにくい問題もある。ときには、元号を一度西暦にして、もう一度元号化しなければ理解できないようなことも起こる。

(4) 法的にみると 1979 年に「元号法」は制定されているが、内容的には「元号は政令で定めること」「元号は皇位の継承が行われた場合に限り改める」とされているだけであり、公文書における表記の義務について定められていない。

また、2019 年の政府方針においても、元号・西暦の表記については、各省庁や自治体の判断に委ねることとしている。

(5) 利便性だけで考えると公文書も西暦に統一する方が良いと思うが、長年親しんだ元号でなければしっくりこないなどの意識も存在する。

また、国の機関などの申請文書のなかには、元号での表記が定められたものもあり、配慮も必要と考える。

(6) このような視点で考えると、本市における公文書の年表記のあり方は、おのずと「元号・西暦併記」が望ましいと考える。

(7) 「元号・西暦併記」を進めるための条例化の検討

(1)～(6)より、文化慣習の側面と、社会的潮流・利便性を総合的に判断し、緩やかな仮称「公文書年表記元号西暦併記推進条例」のような条例制定をめざしたい。

内容的には

①本市における公文書表記について、元号・西暦の併記を推進すること

②市民による提出文書表記については、申請者の選択により元号・西暦いずれかを使用してもらうこと。

③国県等他団体の定めのある文書においては、①、②の限りではない事

(8) 総務常任委員会として継続をして検討を進め、令和 6 年 9 月・12 月定例会において、委員会発議を目指したいと考える。

(9) 条例化が難しい場合は、要綱等による文書化を目指したい。

第2. 公文書における元号・西暦を併記している自治体の調査

本委員会では、元号・西暦を併記している自治体について、確認できた自治体（全国で1県14市）を資料1のとおり調べた。その結果、自治体により様々であるが、概ね次のような例がある。

- ・公文書の年の表記については、原則として元号を用いるものとする。ただし、西暦による表記を適当と認める場合は、西暦を併記するものとする。
- ・指定するもの（法令や全国的に統一されているもの等）を除き、原則として、元号と西暦を併記する。
- ・指定するもの（法令や全国的に統一されているもの等）を除き、原則として、元号と西暦を併記することができる。
- ・国際化の進む社会状況に対応し、西暦も併用していくものとする。

第3. 条例立案の留意点の確認

所沢市条例等の立案に関する指針の解説（以下抜粋）から、どのようなものを条例化しているのか、或いは規則としているのかを確認することにより、本件の条例化の検討基準とした。

（1）必要的条例化事項

- ①市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する事項
- ②法令の中で「条例で定めることにより」等、条例での規定が明示されている事項

（2）任意的条例化事項

- ①行政運営全般又は個別行政分野の基本となる事項を定めるもの
- ②負担金で金銭を徴収しているものについては、使用料、手数料、市税等が必要的条例化事項であることや受益者負担とはいえ市民への負担を強めていることから、条例で定めることとする。
- ③市の行う政策が、市民の生活に直接影響を及ぼすような重要な事項であり、かつ継続性を有する場合で、条例の意義に照らし条例化の実効性が期待できるもの
- ④市、市民、事業者に対して、一定の事項を厳守する責務を定めようとするもの

（3）規則化事項

- ①自治法又は個別の法令の規定により、「規則で定めることにより」など、規則事項とされているもの
- ②条例の規定により、規則事項とされているもの
- ③法令、条例に基づく事務の対象、内容手続等について定めたもの
- ④市民の生活に影響を及ぼすような施策で、条例化に至らない比較的軽易なもの
- ⑤市行政の事務のあり方について、条例化に至らない比較的軽易な内部手続きに属するものの

第４．総務課ヒアリング

本委員会は、公文書における年表記について、執行部の考えを聴く必要があることから令和6年11月20日に総務部総務課をヒアリングし、執行部の認識を以下のとおり把握した。

なお、執行部から元号・西暦併記が必要な理由(1頁(2))に記載した「西暦使用が望まれている」に対して根拠の質問があったが、本委員会としては、具体的な根拠はなく、一般論として述べたものである。

■質問事項

質問１ 現在の扱いについて

本市の公文書の年表記の取り扱いは、どのようになっているのか。

回答１

本市では、元号表記を基本としつつ、各種申請等においては、元号・西暦いずれの場合でも受け付けている。

また、期間が長期にわたる計画に関しては、元号と西暦を併記しているものもある。

○その他の確認事項

- ・公文書の年表記について、明文化した規程はない。ただし、平成から令和に元号の改正があった時は、通知文書を発している。→資料要求し本委員会で確認した。
- ・公文書の年表記については、国、地方公共団体に元号表記を義務付ける法律は無い。
- ・申請書等については、令和という記載はせず「 年 月 日」という形で記入いただく様式等にしており、市民の方に年表記を一任している。
- ・元号・西暦のどちらか一方、あるいは併記のみといった形の規制をするのではなく、今は柔軟な対応という形で、よりわかりやすい年表記となるような事務の取り扱いができています。
- ・国、県において基本的に元号を使用している状況がある。自治体の情報化システムの統一化では、元号を用いるシステムの統一化を図っている。
- ・現在の扱いで特に支障が生じている状況にないことから、現在の取扱いを継続する方がより事務処理も行いやすい。

質問２ 公文書の年表記の規則等への明文化について

本件について、他市の状況を調査したところ、条例化した団体は確認できていなく、規則や規程、または内部決裁で取り扱いを決定している地方自治体があった。(別紙)

調査趣旨にあるとおり、公文書の年表記について、「元号・西暦併記」をする取り扱いを明文化した方が市民に分かりやすいと考えるが見解を伺う。

回答２

元号・西暦併記をする取り扱いを明文化した場合、併記に統一した扱いとなると、市民の方も多様な御意見をお持ちの方がおられる。

また、長期総合計画や情報化計画といった長期にわたる計画策定に関しては、併記、あるいは西暦表記のほうが、よりわかりやすいといった利点もある。その場合には、元号だけではなく、西暦も併記という柔軟な対応を行っている。

併記を明文化することではなく、今の柔軟な対応が図れるような形で今後も事務執行していきたい。

○その他の確認事項

市民の方から、公文書の年表記について、元号と西暦の表記について決めてほしいとの市への要望等は受けていない。

第5. 調査結果と提言

- ・庄原市における公文書年表記について、市民が記載する方法は選択制をとっていることから、記載に係り支障が生じていない。また、市民から年表記を併記してほしいとの要望もない。期間が長期にわたる計画に関しては、元号と西暦を併記している。
- ・公文書年表記について、元号と西暦を併記することについて、条例化された他自治体の事例は無い。記載方法を定めた一部の自治体においては規則や規程であり、条例化するまでの必要性はない。
- ・本市の現在の取り扱いは理解できることから、その取り扱いを市民に明示するため、規程等により明文化することを検討すべきではないか。また、必要に応じて継続的な検討を進める事を要望する。
- ・議会においては、公文書年表記に関する市民の要望や事務の実態などを引き続き注視する。

第6. 終わりに

庄原市における公文書の年表記について調査を行い、その結果を踏まえ、元号と西暦の併記の必要性や明文化の意義について検討した。調査の結果、本市の対応は事務に支障が生じていないとのことであるが、現行の取り扱いを明確化するために規程等での明文化を進めることが市民の理解を深める一助となると考える。

今後も市民にわかりやすい形で行政運営を行うことを目指し、公文書の取り扱いについての情報提供や周知に努めるとともに、必要に応じて継続的な検討を進める事を要望する。

○総務常任委員会の審議の経過

年月日	内 容
令和 6 (2024) 年 3 月 15 日	所管事務調査項目を決定
令和 6 (2024) 年 5 月 13 日	現状を調査
令和 6 (2024) 年 10 月 28 日	条例化の留意点確認、条例案の確認、質問事項の確認
令和 6 (2024) 年 11 月 5 日	総務課への質問事項を確認
令和 6 (2024) 年 11 月 20 日	総務部総務課ヒアリング
令和 6 (2024) 年 12 月 12 日	報告書案の確認
令和 6 (2024) 年 12 月 17 日	・ 調査報告書の最終確認

○資料

- ・ 公文書年表記に関する調べ 1
- ・ 公文書年表記に関する調べ 2
- ・ 庄原市様式に関する特例に関する規則
- ・ 改元に伴う公文書等の年表示の取り扱いについて（総務課）
- ・ 検討した条例（案）